

防災訓練要領書

1 目的

1.1 本書は葛ヶ丘自主防災会防災隊の防災訓練について定める。

2 防災訓練の計画 [会則第13条2(3)、第14条2、活動要領書6.2、6.3]

2.1 防災訓練については各防災隊ごとに班別の防災訓練内容を計画する。その際、訓練が集中しないように防災隊間で日程の調整を行なう。

2.2 国・県・市による防災訓練の前に、防災訓練の内容・詳細な行動手準を計画し会員に周知する。

3 防災訓練の実施

3.1 防災訓練は原則として各防災隊ごとに班別の防災訓練を実施する。ただし、合同訓練や丁目をまたいだ訓練を実施しても良い。

3.2 班別の防災訓練は最低でも各班年2回実施する。国・県・市による防災訓練を回数に含めても良い。また、座学やHUGを防災訓練に含めても良い。

3.2.1 班別の防災訓練の責任者は班長とする。

3.2.2 実技を伴う訓練では指導員の参加を求める事が望ましい。

3.2.3 実技を伴う訓練では隊員ベストとヘルメットを着用する。

3.2.4 防災訓練実施報告書に基づいて訓練し、点検する。

3.2.5 消防ポンプ・発電機・チェーンソーなどのエンジン付き装備は最低でも年2回(概ね半年に一回)、正常に作動するかどうかを確認する。発電機には投光器を接続してチェックする。

3.2.6 トランシーバー・ハンドマイク・照明器具など電池を使うものも、最低でも年2回(概ね半年に一回)、正常に作動するかどうかを確認する。その際、電池残量を調べ不足している物は新品に交換する。

3.2.7 備蓄水は概ね3カ月に1回は交換する。

3.2.8 年度始めに防災倉庫内の備品の棚卸を実施する。その際、不具合が無いかチェックする。不具合、不足品は隊長に報告する。

3.2.9 隊長は不具合の修理・不足品の調達を手配する。

4 防災訓練の実施報告

4.1 防災訓練の実施後、訓練責任者(班長)は防災訓練実施報告書を隊長に提出する。

4.2 隊長は提出された防災訓練実施報告書をチェックし、コピーを防災会長に提出する。

4.3 防災会長は提出された防災訓練実施報告書をチェックし、ファイルする。

5 付則

5.1 この要領書は、防災役員会の承認を得て改正することができる。

5.2 この要領書は、平成29年 2月 5日から実施する。